

各薬局をご利用の皆様へ

«株式会社友愛»

- ・オキ薬局
- ・西大津調剤薬局
- ・見世調剤薬局
- ・浜大津調剤薬局
- ・北大津調剤薬局
- ・マリー調剤薬局
- ・神宮前薬局

厚生労働大臣が定める

【保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等における書面掲示事項等】

令和7年6月1日現在

① <取り扱いのある医療保険及び公費負担医療>〔全店舗〕

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
（育成医療・更生医療・精神通院医療）
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

② <療養の給付に直接関係がない手数料等>〔全店舗〕

- ・容器代は通常いたっておりません。但し、医師の指示ではなく、患者様のご希望による複数容器のお渡し等については、追加分の容器代をご負担いただきます。
- ・医師の指示ではなく、患者様のご希望により発生する費用実費及び手数料(ご自宅へのお届け・送料・その他)は患者様のご負担となります。
- ・治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。
（調剤報酬点数表は別枠に掲載しております。）

③ <療養の給付に併用される長期収載医療薬の選定療養費>〔全店舗〕

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬について、患者様が先発医薬品の処方を希望される場合は、規則に基づき選定療養費(特別の料金)として先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金をご負担いただきます。(選定療養費には別途消費税も必要となります。)

④ <個別の調剤報酬算定項目のわかる明細書の発行>〔全店舗〕

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。

なお、領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

⑤ <調剤基本料>〔全店舗〕

当薬局では、調剤基本料 1 を算定しております。

⑥ <後発医薬品調剤体制加算>〔・オキ薬局 加算 1 ・西大津調剤薬局 加算 3 ・見世調剤薬局 加算 2 ・浜大津調剤薬局 加算 3 ・北大津調剤薬局 加算 2 ・マリー調剤薬局 加算 3 ・神宮前薬局 加算 3〕

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

⑦ <かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料>

〔・西大津調剤薬局 ・見世調剤薬局 ・浜大津調剤薬局 ・北大津調剤薬局
・マリー調剤薬局〕

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・週 32 時間以上の勤務
- ・当薬局 1 年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として安心してお薬をご使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用しているお薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

⑧ <在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）>〔全店舗〕

<居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の場合）>

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができますので、その際に算定いたします。

なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

⑨ <時間外等加算(時間外・休日・深夜)>〔全店舗〕

当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。（ご対応の際には時間外加算、休日・深夜加算が発生いたします。）

なお、営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

- ・時間外加算：基礎額の 100%
- ・休日加算：基礎額の 140%
- ・深夜加算：基礎額の 200%

⑩ <調剤管理料>〔全店舗〕

当薬局では、調剤管理料を算定しております。

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。

また、必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

⑪ <医療情報取得加算>〔全店舗〕

当薬局では、医療情報取得加算を算定しております。オンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得して質の高い保険調剤が提供できるよう努めております。

⑫ <服薬管理指導料>〔全店舗〕

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて処方された薬剤の重複投薬・相互作用・薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況・服薬期間中の体調変化・残薬の状況等の情報をいただいた上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。

また、薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施して参ります。

⑬ <地域支援体制加算>

〔・西大津調剤薬局 加算 1 ・見世調剤薬局 加算 2 ・北大津調剤薬局 加算 1〕

当薬局では、以下の基準を満たし、地域支援体制加算 1 または 2 を算定しております。

- ・ 1200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85%の場合、後発医薬品の調剤割合が 70%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者様に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験
(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍)
- ・ 患者様ごとに薬剤服用歴の作成、および服薬指導の実施
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・ 患者様のプライバシーに配慮し、椅子に座った状態での服薬指導を実施する体制

- ・要指導医薬品・一般用医薬品（48 薬効群）の備蓄
- ・緊急避妊薬の取り扱いを含む女性の健康に係る対応
- ・健康相談及び生活習慣に係る相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

⑭ <在宅薬学総合体制加算>〔・西大津調剤薬局 加算 1 ・見世調剤薬局 加算 1〕

当薬局は、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方箋 1 回につき算定しております。

⑮ <特定薬剤管理指導料加算>〔見世調剤薬局 加算 2〕

当薬局では、以下の基準に適合し、該当の治療を行う際に算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務
- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・麻薬小売業者免許の取得
- ・医療機関が実施する化学療法に係る研修会への実施（年 1 回）

また、抗がん剤注射による治療を行う患者様に対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

⑯ <個人情報保護に関する基本方針・個人情報の取り扱いについて>〔全店舗〕

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。

また、当薬局における個人情報の利用目的は次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との必要な連携
- ・病院、診療所等からの紹介の回答
- ・患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答）
- ・薬剤師賠償責任保険等に係る保険会社への相談または届出等
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- ・外部監査期間への情報提供

以上